

宇部市見守り愛ネット事業（地域であんしん見守り愛ネット事業） 協力事業者等募集要項

宇部市では、高齢者と接する機会が多い民間事業者や団体と協力し、高齢者の異変に気付いた場合に、宇部市高齢福祉課に連絡をしてもらうことで、高齢者の抱える問題の早期発見と必要な支援を行う、宇部市見守り愛ネット事業を実施しており、登録していただける事業所を随時募集しています。

この事業は、高齢者が安心して安全に生活することができる地域社会づくりの推進を目的としています。

1 事業の概要

（1）地域であんしん 見守り愛ネット事業

地域であんしん・見守り愛ネット事業の登録事業所の職員等が、普段とは違う高齢者の異変をみつけた際に、宇部市高齢福祉課に連絡をします。

その後、宇部市高齢福祉課が必要な支援方法を検討し、関係機関と調整して速やかな対応を行います。

2 登録要件

宇部市内の事業所のうち、高齢者と接する機会が多い民間事業者や団体。

ただし、次の各号に掲げる事業者及び業種等は、協力事業者として登録できません。

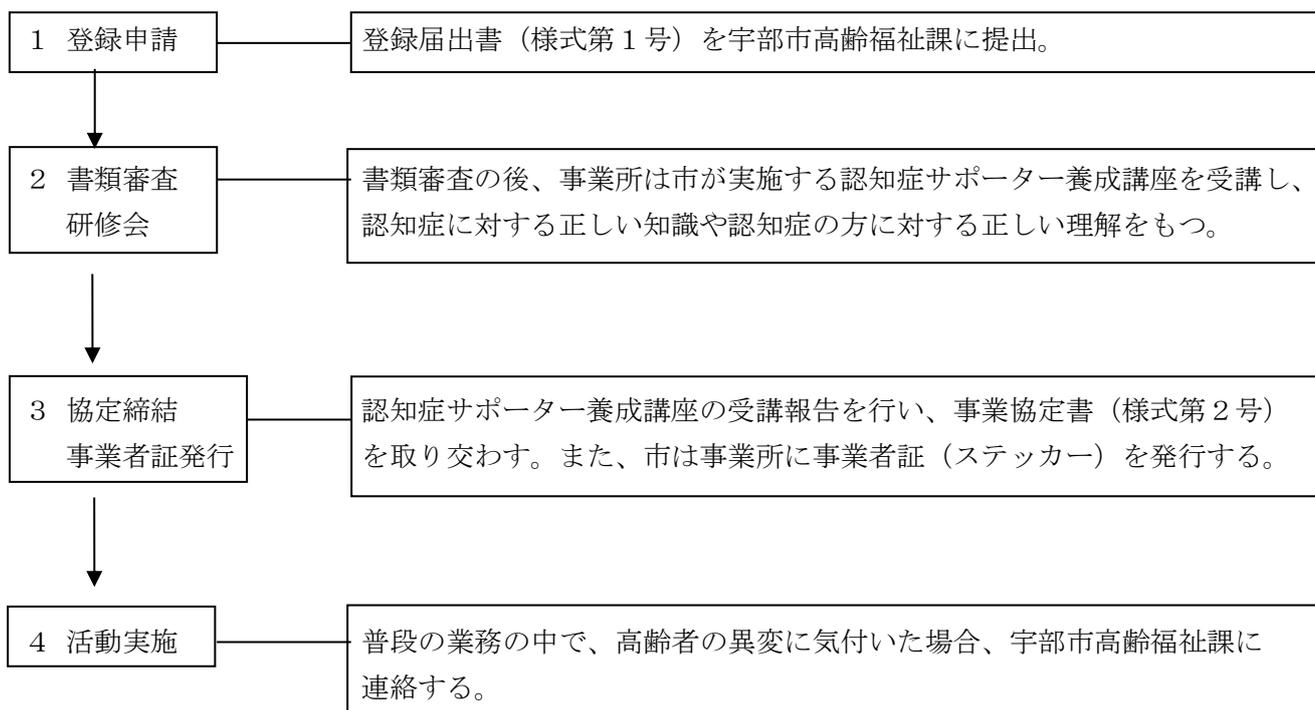
- （1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団、その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足りうる相当の理由のある事業者
- （2）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項の規定により風俗営業と指定されている業種及びそれに類似する業種
- （3）債権の取立て、示談の引受け等を業とするもの
- （4）その他市長が協力事業者として登録することが不相当と判断した事業者及び業種

3 登録方法

（1）宇部市見守り愛ネット事業の登録を希望する事業者等は、登録届出書（様式第1号）に必要事項を記入し、宇部市高齢福祉課までお申し込みください。

※地域であんしん見守り愛ネット事業は、宇部市と締結します。

(2) 申請してからの流れ



(3) 登録事業所の一覧を宇部市ウェブサイトで紹介します。なお、登録した協力事業所は、本事業名等を広告等に使用することができます。

(4) 登録の変更若しくは解除を希望する場合には、登録（変更・廃止）届出書（様式第3号）を市に提出してください。

(5) 問い合わせ・申込先

〒 755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

宇部市高齢福祉課

電話：0836-34-8303 FAX：0836-22-6026

E-mail：t-kourei@city.ube.yamaguchi.jp

(6) 申請した活動内容と、事業実態が著しく異なる場合は、登録を取り消す場合があります。